

重点取組3：切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進

《取組方針》

住み慣れた地域で高齢者のその人らしい生活を支援していくため、「地域ケア会議」を軸として多職種の間に見える関係を築き、医療・介護の連携を更に進めていくとともに、看取り対策をはじめとする在宅療養支援等の取組を進めていきます。

また、「小規模多機能型居宅介護」等の要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅系サービスをはじめ、利用者等の様々なニーズに応えられる介護・福祉サービスの充実と、介護基盤の整備を進めていくとともに、介護・福祉分野に従事する人材の確保、定着及び育成に向けた取組を進めていきます。

さらに、平成27年度の介護保険制度改正に伴う「新しい総合事業」の創設を契機として、これまでに培われてきた京都の地域力を生かした生活支援サービスの一層の充実・強化に取り組んでいきます。

1 医療と介護の連携強化

《取組内容》

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療・介護をはじめとする多職種の協働により、その人の全体像を把握し、最適な医療や介護を提供していくことが重要であることから、医療・介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸として、在宅医療・介護連携の推進を図ります。
- 行政機関（本市、京都府等）や各関係団体によりオール京都体制で構成される京都地域包括ケア推進機構の「看取り対策プロジェクト」、「在宅療養あんしんプロジェクト」の取組を踏まえつつ、高齢者のニーズに応じた、住み慣れた地域で最期まで暮らしていくための在宅療養支援の取組を推進します。
- 身体障害者リハビリテーションセンターについて、京都市社会福祉審議会の答申等を踏まえて策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、今後のリハビリテーション行政の拠点とするため、新たに「地域リハビリテーション推進センター」として再整備を行い、京都府、京都地域包括ケア推進機構と連携した障害・高齢を問わない地域リハビリテーションの推進等に取り組めます。
- 難病のある高齢者に対して、保健センター・支所による相談支援を実施するとともに、専門医による医療相談等を実施します。また、精神疾患のある高齢者に対して、必要に応じて、保健センター・支所が、精神保健福祉相談や訪問指導を行い、日常生活上の指導や適切な医療につなぐなど、専門的な立場から地域で安定した生活ができるよう支援するとともに、こころの健康増進センターにおいても、相談専用電話による相談に応じ、適切な関係機関の紹介や必要に応じて面接相談、医師の診察を行います。

《施策・事業》

- 在宅医療・介護連携の推進《新規》
- 医療と介護をはじめとする多職種協働の推進（再掲）《新規》
- 在宅医療・介護資源に関する情報の把握及び共有《新規》
- 看取り対策を含む在宅療養支援の推進《新規》
- 在宅療養あんしん病院登録システムの推進
- 地域リハビリテーション体制の充実《充実》
- 難病のある高齢者への支援
- 精神疾患のある高齢者への支援

【参考】在宅医療・介護連携の推進について

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「在宅医療・介護連携の推進」が掲げられています。

各市町村においては、平成30年4月には、原則として次の事業項目全てを実施することが求められています。

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

高齢者のその人らしい生活を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の連携により、高齢者の在宅生活を支援する取組を推進していく必要があります。

平成27年度から、医療・介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸に、地域の医療をはじめとする多職種の関係機関を巻き込んだ医療・介護連携を推奨・強化する取組を実施するなど、今後、医師会等との連携を図り、上記の事業項目が適切に実施できるよう、検討を進めていきます。

2 介護サービスの充実

(1) 24時間365日の支援体制の充実

《取組内容》

- 要介護高齢者の在宅生活を支えるため、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービスから改称）」等の居宅系サービスの整備を着実に推進するとともに、在宅での生活が困難な重度の要介護者のため、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを重点的に整備します。整備に当たっては、都道府県に新たに造成される基金を積極的に活用し、圏域における設置状況やサービス提供地域も考慮に入れながら、バランスのとれたサービス提供体制の構築を図ります。とりわけ、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等については、行政区単位での整備を進めます。
- 今回の介護保険制度改正により、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）について、在宅での生活が困難な、原則中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します。これに伴い、特別養護老人ホーム入所指針の見直しを行うとともに、各施設に対し適切な運用を指導します。
- 京都市老人福祉施設協議会や京都府介護老人保健施設協会などの関係団体と連携しつつ、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）及び介護老人保健施設をこれまでどおりの「介護保険施設」としてだけではなく、在宅サービスと密接につながった地域における介護サービス拠点としての機能の充実を図ります。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の新規整備については、個室・ユニットケア施設を原則とするほか、既存施設についても、個室・ユニットケア施設への改修を支援します。
- 地域住民等との協議や、運営推進会議等の開催を通じて、地域に開かれた透明性の高い運営を確保するとともに、地域の持つ課題を地域住民等と共有し、地域住民等と連携して解決に向けた取組を進めます。

《施策・事業》

- 地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等）を中心とした介護サービス基盤の充実《充実》
- 新たな財政支援制度に基づく基金を活用した基盤整備の拡充《新規》
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）を、在宅での生活が困難な、原則中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化《新規》
- 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用

- 地域における介護サービスの拠点としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や介護老人保健施設の充実<<新規>>
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の個室・ユニットケアの推進
- 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携

【数値目標】 主な施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

目標指標	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	5, 528	5, 783	5, 964	6, 105
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(505)	(650)	(766)	(824)
介護老人保健施設 (介護療養型老人保健施設を含む)	4, 172	4, 292	4, 426	4, 426
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	1, 732	2, 065	2, 191	2, 299



<地域密着型介護老人福祉施設等>



<通所介護サービス>

(2) 介護保険事業の円滑な運営

《取組内容》

- 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づき、介護サービス事業所の指定を適切に行うとともに、事業者の育成・支援を基本とした集団指導や実地指導等により、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図ります。また、介護報酬の不正請求や運営基準違反が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、介護報酬の返還請求や事業者指定の取消等の必要な措置を講じます。
- 平成27年4月から、本市内のみならず事業所を有する介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する確認検査権限が、京都府から本市に移譲されることから、この権限を有効かつ効果的に行使し、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、法定外サービスも含めてより一層の利用者保護と介護保険事業運営の適正化を進めます。
- 介護保険給付費明細通知の定期的な送付により、実績のないサービスが請求されていないことを利用者が確認できるようにすることで、不正・不当な介護報酬の請求の防止に努めます。
- 国民健康保険団体連合会による給付適正化支援業務を活用し、給付実績の縦覧点検、医療給付情報との突合及び居宅介護支援における居宅介護サービス計画費の請求の確認等を行い、適正な介護報酬の算定を行うよう、必要に応じて是正指導を行います。
- 市内の事業所・施設等に在籍する認定調査員に対する研修会等を通じて、認定調査の公平性・中立性を確保します。また、介護認定審査会委員に対する研修の実施や合議体長による協議の場の設定を行うとともに、国が示す適切な判断方法により、公正・公平な審査判定を行います。
- 介護保険制度の要として活動している介護支援専門員が業務を的確に行えるよう、京都府介護支援専門員会とも連携を図りながら、活動を支援します。また、自立支援に資するケアマネジメントに向けた助言・指導を実施し、ケアプランの質の向上のための支援を行います。
- 区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、これらの関係機関の連携を強化します。また、地域密着型サービスについては、運営推進会議等の開催を通じて、地域の関係者との連携の強化を図るよう支援します。
- 利用者が必要な介護サービスを適切に選択していただけるよう、分かりやすい情報提供に努めます。介護サービスの内容等を紹介したガイドブック「すこやか進行中！！」や、介護サービス事業所の所在地等を記載した「介護保険エリアマップ（事業所情報）」等により、効果的な情報発信を行います。さらに、

外国籍の方や障害のある方に対しても、利用しやすい方法での情報提供を行います。加えて、市政出前トーク等を通じ、市民の皆様に対し、介護保険制度の仕組みや利用方法等を丁寧に説明し、制度理解が得られるよう努めるとともに、市民啓発を行います。

- 第1号被保険者の保険料の納付等について丁寧な説明等により市民の皆様理解を求めるとともに、保険料徴収率向上の取組を強化します。また、保険料未納者に対しては、きめ細かな納付指導を行うとともに、保険料の負担能力を有しているにもかかわらず納付されない方に対しては、公平性の観点から財産の差押え等の厳正な対応を行います。
- 保険料の納付が困難な第1号被保険者に対しては、個別事情に応じ、きめ細かな納付相談を行うとともに、経常的に低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度を実施します。利用料については、国の基準に基づき、低所得者に対する負担軽減を行います。

《施策・事業》

- 介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施《充実》
- 介護保険給付費明細通知の送付
- 医療情報との突合・給付実績の縦覧点検の実施
- 適正な認定調査の実施
- 適正な要支援・要介護認定の実施
- 介護支援専門員への支援
- 介護サービス事業者及び関係機関との連携
- 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進
- 介護サービスの普及・啓発の推進
- 介護保険料の確実な徴収
- 低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援



(3) 介護サービスの質的向上

《取組内容》

- 介護保険施設に入所されている方の生活の質の更なる向上に向け、施設職員が利用者に寄り添い、機能訓練や排泄ケア、褥瘡^{じよくそう}予防をはじめとする処遇が適切に行われるよう、事業者に対して助言・指導を行います。また、職員の資質向上に向け、施設内外における計画的な研修の実施を促し、介護保険施設におけるサービスの質の確保を図ります。
- 長寿すこやかセンター及び京都市老人福祉施設協議会等において、介護サービスに携わる職員に対する各種研修（認知症介護関係者等の知識・技術の向上、介護指導者の養成、介護支援専門員の知識・技術の向上等）を実施し、サービスの質の向上を図ります。
- 関係機関と連携を図り、介護職員によるたん吸引等の実施のための研修・登録等の制度について、介護サービス事業者に対し、各種情報の提供を行うとともに、実地指導等の際に、適切な運用について助言・指導を行います。
- 利用者や家族からの苦情・相談については、区役所・支所での対応のほか、京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。
- 介護相談員を特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）などの介護保険施設等に派遣し、介護相談員が利用者や家族と施設等との間に立って両者の橋渡しを行うことで、サービス等の改善を支援します。
- 介護サービス事業者の組織運営及びサービス提供内容の透明性を高め、サービスの質の向上・改善を支援することや、利用者の適切なサービスの選択に資することを目的として、本市も参画する京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構において第三者評価を推進します。さらに、本市が実施する事業者への集団指導等の機会を捉えて、受診を勧奨します。
- 京都大学内に設置している京都市医工薬産学公連携支援オフィスの活動をより一層充実させ、「京都市医工薬・介護産業化センター（仮称）」を設置し、在宅・施設介護等の現場で使いやすい機器の開発等に向け、大学研究者や中小・ベンチャー企業の研究成果の事業化に取り組みます。また、健康・福祉・介護分野の研究開発プロジェクト及び事業化・製品化の取組を効果的に推進していくため、異業種交流会の設置や、京都高度技術研究所における事業化・コーディネート機能の強化を図ります。

《施策・事業》

- 事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援
- 介護サービス従事者に対する各種研修の実施

- 介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援
- 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
- 介護相談員派遣事業の充実
- 介護サービス事業者に関する第三者評価の推進
- 京都市医工薬・介護産業化センター（仮称）の設置<<新規>>
- 異業種交流会の設置<<新規>>
- 京都高度技術研究所におけるライフサイエンス分野のコーディネート機能強化<<新規>>

3 生活支援サービス等の充実

(1) 生活支援サービスの充実

<<取組内容>>

- 新しい総合事業への移行後も、要支援の方をはじめ、必要な方に必要なサービスを適切に提供していけるよう、現在提供されている生活支援サービスの種類や量について、全市的な調査を行い、実態をきめ細かく把握していくこととしています。この調査の結果を踏まえ、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、新しい総合事業のサービス類型、基準、報酬等を決定し、事業者の指定等の手続きを進めるとともに、市民の皆様や関係機関との協働の下、京都の地域力を生かした生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいきます。
- ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、今後ますます電球の交換や掃除、ごみ出しなどの日常生活上の細々とした困りごとへの支援の必要性が高まっていくと見込まれることから、元気な高齢者をはじめとする地域住民等が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりに取り組むとともに、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の設置などを通じて、多様な生活支援サービスが提供される地域づくりを進めます。また、フォーマル・インフォーマル資源の情報について、地域ケア会議等の場における関係者間での共有や地域への情報提供を行います。
- 買い物に出かけることのできない高齢者らの玄関先に商品を届ける「移動型スーパー」や、意欲ある60歳以上のシルバー世代を積極的に雇用する「高齢者雇用」など、様々な社会的課題をビジネスの手法で解決する社会的企業を育成するため、企業にとって大きな後押しとなる社会的信用を付与することによりその成長と発展を支援する認定制度の創設や、中長期的な観点から経営支援を行う新しいコンサルタントであるキュレーターの育成などに取り組めます。

《施策・事業》

- 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進（再掲）《新規》
- 高齢者に対する生活支援サービス実態調査の実施（再掲）《新規》
- 高齢者支え合い担い手づくり事業の推進（再掲）《新規》
- 生活支援コーディネーターの設置などによる多様な生活支援サービスの提供（再掲）《新規》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供（再掲）《充実》
- 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づくソーシャルビジネス（社会的企業）の育成支援《新規》

【参考】生活支援サービスの充実・強化について

平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして、「生活支援サービスの充実・強化」が掲げられています。

各市町村においては、平成30年4月までに、市町村と連携して地域における生活支援サービスの体制整備を推進する「生活支援コーディネーター」の配置や、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を行う「協議体」の設置等を行う必要があります。

本市においては、平成27年度に、現在提供されている生活支援サービスの実態をきめ細かく把握するための全市的な調査を行うとともに、生活支援コーディネーターや協議体の設置等のための準備組織を設けるなど、今後、平成29年4月からの新しい総合事業の円滑な実施に向けて、着実に準備を進めていきます。

(2) 保健福祉サービスの充実

《取組内容》

- 増加するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を支援するため、心身の状況に応じて、配食サービスの提供、日常生活用具の給付、あんしんネット119（緊急通報システム）の運用等の在宅福祉サービスを提供します。
- 所定の場所にごみを排出することが困難なひとり暮らしの要介護高齢者等の自宅の玄関先までごみの回収に伺う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施します。また、ごみが排出されていない場合は、登録された連絡先へ電話するなど、対象者の安否確認を行います。
- 介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで援助が必要な高齢者を対象に、すこやかホームヘルプサービスやすこやかショートステイサービスを実施し、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。
- 家族等介護者支援に向け、在宅で重度の寝たきりの高齢者や認知症の人を介護している低所得の家族を対象とする家族介護用品給付事業や、長寿すこやかセンターにおける福祉用具を活用した研修を実施するとともに、引き続き、家族介護者向けの「医療的ケア・口腔ケア実践講習会」を実施します。また、介護者の急な疾病等により緊急に短期入所生活介護の利用が必要となったときに利用できる短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）を実施します。
- 京都府歯科医師会との連携の下、セルフケアが困難な主に施設入所中の要介護高齢者等の口腔ケアの向上を図るため、出張歯科健診等を実施します。
- 養護老人ホームや軽費老人ホームに対して、入居されている方が、安心して暮らし続けられるよう、運営上の助言や施設の取組等に対する支援を行います。
- 軽費老人ホームや養護老人ホーム・盲養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の耐震化、老朽化、スプリンクラー設備等の防災対策について、条件の整った施設から対策を進めるとともに、必要な指導・助言等の支援を行います。また、入所系施設に加えて、通所系施設や新耐震基準が施行される以前の既存建築物を活用する新設施設についても、耐震化を義務付けます。
- 年金受給権のない高齢外国籍市民を対象に、本市独自の制度として実施している高齢外国籍市民福祉給付金支給事業について、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として継続するとともに、国に対して無年金者の救済を制度的に解決するよう引き続き要望します。

《施策・事業》

- 在宅福祉サービスの推進
- あんしんネット119（緊急通報システム）事業の推進（再掲）

- ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施
- すこやか生活支援介護予防事業の実施
- 家族等介護者支援の推進
- 短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の推進
- 口腔ケアの推進（再掲）
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営や取組等への支援
- 高齢者福祉施設の耐震化，老朽化，防災対策の推進<<充実>>
- 高齢外国籍市民への支援

4 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成

<<取組内容>>

- 介護職員の労働環境や処遇の改善が更に進むよう，他の自治体とも連携を図りながら，国に要望します。
- 介護・福祉事業所の人材確保を一層推進するため，各福祉職場の採用担当者を対象とした職場のPR力・採用力を高める研修を行うとともに，各福祉職場を就職希望者に開放する福祉職場オープンウィークを開催します。
- 関係団体と連携し，介護福祉士や訪問介護員等の資格を有していながら介護分野に就業していない潜在的有資格者が，介護分野で働くことができるよう取り組むとともに，介護についての社会的認知を高め，介護関連業務未経験者からも選択される業種となるよう啓発等の取組を促進します。
- 介護・福祉分野における人材確保のため，介護・福祉が魅力ある仕事として評価されるよう，京都市老人福祉施設協議会等の関係団体との連携の下，介護の日記念事業等を通じて，介護・福祉職の魅力や，やりがいについての啓発を図ります。
- 介護事業者における人事評価制度や教育体制，組織風土等の人材育成に係る現状分析や課題の解決を，よりの確かつ簡易に実施できる仕組みとして策定した人材育成プログラムを活用し，各介護事業所で就労する人材の育成・定着を促進します。
- 長寿すこやかセンターにおいて，キャリアパス対応生涯研修課程として，福祉業務に共通して求められるキャリアパスに応じた資質向上を段階的・体系的に習得するための研修を実施します。
- 市内で実施される研修の情報をインターネット配信する「京（みやこ）・福祉の研修情報ネット」を活用し，だれもが受講しやすい研修の受講環境を構築することにより，介護職員の資質向上を図ります。

<<施策・事業>>

- 介護職員の労働環境や処遇の改善に向けた取組の推進<<充実>>

- 関係機関との連携による人材確保
- 潜在的有資格者の掘り起こし<<充実>>
- 多様な人材の参入・参画の促進
- 介護職場の魅力発信に係る取組の推進<<充実>>
- 介護事業者による人材育成の支援の推進
- 介護・福祉職員の段階的キャリアアップのための研修の実施<<新規>>
- だれもが受講しやすい研修の受講環境の構築



<介護の日記念事業>